

令和8年度「社会福祉施設等の感染症対応に係る人材育成」研修運営業務
受託候補者選定要綱

(設置の目的)

第1条 この要綱は、令和8年度「社会福祉施設等の感染症対応に係る人材育成」研修運営業務の委託に当たり、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受託候補者選定委員会)

第2条 受託候補者の選定に係る審議を行うために、令和8年度「社会福祉施設等の感染症対応に係る人材育成」研修運営業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医療衛生推進室長
- (2) 医療衛生推進室医療衛生企画課長
- (3) 医療衛生推進室医療衛生企画課健康危機対策担当課長
- (4) 医療衛生推進室医療衛生企画課担当係長

(選定委員会の委員長)

第3条 選定委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(選定委員会の議事)

第4条 選定委員会は、構成委員の過半数の出席により成立する。

2 選定委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員会の決するところによる。

(選定方式)

第5条 選定委員会は、別に定める「令和8年度「社会福祉施設等の感染症対応に係る人材育成」研修運営委託に係る公募型プロポーザル募集要項」に基づき、応募者からの提出書類により受託候補者を選定する。

2 選定委員会は、受託候補者の選定に当たり、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施することができる。

3 評価点は配点の6割を最低点とし、最低点を上回る者のうち最も高い評価点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

4 評価点の算出は、各評価項目に選定委員の採点を平均し、その全評価項目分の合計をもって評価点とする。

5 応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルは成立するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、受託候補者が選定された日をもって廃止する。